

花巻市国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成25年2月21日(木) 午後1時00分
- 2 会議場所 生涯学園都市会館1階 講座室
- 3 会議日程 別紙次第のとおり
- 4 協議事項
 - (1) 諮問第1号
平成24年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
 - (2) 諮問第2号
平成25年度花巻市国民健康保険特別会計予算について
 - (3) 諮問第3号
第2期花巻市国民健康保険特定健康診査等実施計画について
- 5 会議に出席した委員は次のとおりである。
被保険者代表委員
委 員 江 川 サツミ
委 員 佐々木 榮 男
委 員 板 垣 眞喜子
保険医又は保険薬剤師代表委員
委 員 大 沼 一 夫
委 員 中 舘 一 郎
委 員 八重樫 寿 人
委 員 山 田 裕 司
公益代表委員
委 員 藤 本 莞 爾
委 員 土 岐 紀 一
委 員 中 村 良 則
委 員 杉 原 千 恵
被用者保険等保険者代表委員
委 員 手 塚 剛
- 6 会議を欠席した委員は次のとおりである。
被保険者代表委員
委 員 金 澤 千加子
被用者保険等保険者代表委員
委 員 高 橋 哲 夫
- 7 会議に出席した職員は次のとおりである。

副市長	佐々木	稔
健康こども部長	出 茂	寛
総務部市民税課長	久保田 廣	美
総務部収納課長	平 賀 公 子	
健康こども部健康づくり課長	上 田 淳 一	
健康こども部国保医療課長	高 橋 信 宏	
健康こども部国保医療課課長補佐兼国保係長	石 崎 伸 也	
健康こども部国保医療課国保係上席主任	菊 池 豊	

(開会 午後0時58分)

国保医療課長（高橋信宏君）

委員の皆様には、何かとお忙しいところご出席賜りまして誠にありがとうございます。

定刻よりも若干早いようでございますが、出席される方がお揃いでございますので、始めさせていただきたいと思っております。

私、本日の進行を務めさせていただきます、国保医療課の高橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、只今から花巻市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は、金澤千加子委員さん、それから高橋哲夫委員さんから、欠席する旨の申し出がございました。

つきましては、委員14名中12名のご出席となっており、花巻市国民健康保険運営協議会規則第4条に定める定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

最初に、本日、市長が所用により出席できかねましたので、佐々木副市長よりご挨拶を申し上げます。

副市長（佐々木稔君）

ただいまお話しさせていただきましたとおり、市長が所用でこの会議に出席できかねましたので、代わって私から一言ご挨拶を申し上げさせていただきますが、その前に、職員が逮捕され市役所が家宅捜索を受けるという事件が発生いたしました。市民の皆様には多大なご迷惑、そして、市役所に対する大きな信頼の失墜を招きましたこと、この場をお借りいたしまして、委員の皆様には深くお詫びを申し上げます。大変、本当に申し訳ございません。

現在この事件に関しましては、警察の捜査中でありまして、私どもは私どもとして、事務の改善、そして職員のコンプライアンスの徹底、そういうことで現在取り組みをいたしております。

全職員一丸となって、1日も早く信頼の回復に努めたいと思っております。どうぞよろしくご理解を賜りたいと存じます。

本日、この国保運営協議会にお諮りいたします案件につきましては、次第に

ありますとおり、補正予算、そして国民健康保険特別会計予算の平成25年度当初予算案、そして特定健診等の実施計画についてでございますけれども、国民健康保険特別会計につきましては、平成25年度当初予算案において初めて100億台を突破するという大きな予算になってございます。

加入者数は減ってきておりますけれども、保険給付費が伸びているという状況でございます。本来であれば税のほうへの跳ね返り等も考えられるところですが、平成25年度におきましては、蓄積してきた財政調整基金を充てるということで、保険税への跳ね返りは防ぐことができました。

制度的な問題もあろうかと思いますが、与えられた制度の中でいかに健全に財政運営していくか、また、市民の健康を守っていくかという面で、これからも努力をしてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様からご忌憚のないご意見、ご提言をいただければ幸せに存じます。

本日、お忙しい時間であろうかと思っておりますけれども、よろしくご審議をいただきますようお願いを申し上げます。簡単でございますがご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

国保医療課長（高橋信宏君）

それではここで、会長に諮問書をお渡ししたいと存じます。

副市長より差し上げたいと思っておりますので、その席でお待ちいただきますようお願いいたします。

（副市長から会長へ諮問書手交）

国保医療課長（高橋信宏君）

続きまして、花巻市国民健康保険運営協議会会長からご挨拶を頂戴したいと存じます。よろしくお願いたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、大変お寒い中、また、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、当協議会の円滑な運営のご協力に対して、衷心より御礼と感謝を申し上げます。

花巻市におかれましては、国民健康保険における医療費や税収の状況、今後の制度改正の動向などに応じて、適切な運営に努めていかれますよう期待するものでございます。

本日は、ただいま市長から「平成24年度の補正予算」「平成25年度の当初予算」「特定健康診査等の第2期実施計画」の3件について諮問を受けたところでございます。

2月の1日に研修会を開催させていただきまして、国保制度や国保財政、特定健康診査等の概略について、市の担当から話を伺ったところです。

今回は実際の予算や実施計画について審議することとなります。

我々は、昨年5月に委員に改選されて以来、初の審議となったわけでございます。

皆様から忌憚のないご意見等頂戴しながら、限られた時間ではございますけ

れども、審議がスムーズに進みますようご協力をお願いいたしまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

国保医療課長（高橋信宏君）

ありがとうございました。

副市長は、別の用務が入っておりますので、ここで退席させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

（副市長退席）

国保医療課長（高橋信宏君）

それでは、これから諮問案件の審議をお願いします。

花巻市国民健康保険運営協議会規則第6条の規定によりまして、会議の議長は会長に務めていただくこととなっておりますので、ここからの進行は藤本会長にお願い申し上げたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

それでは最初に、会議録署名委員の指名を行います。

花巻市国民健康保険運営協議会規則第12条の規定により、議長が指名することとなっておりますので、私のほうから指名させていただきます。

会議録署名委員に、板垣眞喜子委員、大沼一夫委員を指名いたします。

それでは、審議に入ります。

諮問第1号「平成24年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康こども部長（出茂寛君）

それでは私のほうから、諮問第1号「平成24年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について、ご説明申し上げます。

特別会計補正予算（第1号）の1ページをお開き願います。

本補正予算は、歳入歳出予算の補正でありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ「3億9,151万1千円」を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「99億9,774万5千円」とするものであります。

補正の内容につきましては、国庫支出金ほか各歳入の最終見込みによります整理並びに保険給付費の決算見込みによる追加、拠出金等の確定による整理が主な内容であります。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

2 歳入、3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、1節 現年度分「9,736万3千円の増」から、10ページになりますけれども7款 共同事業交付金、1項 共同事業交付金、2目 保険財政共同安定化事業交付金、1節 現年度分「1億9,502万円の増」までにつきましては、それぞれ保険給付費等の最終見込みによるものであります。

12ページをお開き願います。

8款 財産収入は説明を省略させていただきます。

9款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤

安定繰入金「1, 628万2千円の減」から2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金「4億2, 235万3千円の減」につきましては、それぞれ最終見込みによる整理であります。

14ページをお開き願います。

10款 繰越金、1項 繰越金、1目 繰越金、1節 繰越金「3億547万9千円の増」は、前年度からの繰越金であります。

次に、16ページをお開き願います。

3歳出、2款 保険給付費、1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費「2億8, 450万円の増」から20ページになりますけれども7款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、2目 保険財政共同安定化事業拠出金「709万6千円の増」までにつきましては、それぞれ保険給付費及び各種拠出金等の最終見込みによるものであります。

9款 基金積立金、1項 基金積立金、1目 基金積立金「3万9千円」は、国民健康保険財政調整基金の利子積立金であります。

11款 諸支出金、1項 償還金及び還付加算金、3目 返還金「4, 880万4千円」は、過年度精算に伴う返還金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご答申賜りますようお願い申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

ただいま当局から説明をいただきました。

これに対し、皆様からご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

会長（藤本莞爾委員）

無いようですので、これを終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第1号「平成24年度花巻市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

ご異議なしと認め、諮問第1号は、諮問のとおり答申することに決しました。

次に、諮問第2号「平成25年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康こども部長（出茂寛君）

説明に入ります前に資料の関係でございしますが、ひとつは「平成25年度花巻市国民健康保険事業計画」というものと、薄いもので諮問第2号「平成25年度花巻市国民健康保険特別会計予算」、そしてもうひとつが厚いもので「事項別明細書」となっております。

それでは、諮問第2号「平成25年度花巻市国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

予算の説明の前に、「平成25年度花巻市国民健康保険事業計画」についてご説明申し上げます。

薄いほうの「事業計画」でございますけれども、資料1の1ページをお開き願います。

花巻市におきましては、国民健康保険の加入世帯、被保険者数ともに前年同期と比較して減少しております。

低所得者の増加、若者の減少、長引く経済の低迷による国保税の減少が予想される一方で、高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費の増加が見込まれ、今後の運営が心配、懸念されるところでございます。

こうした現状を踏まえた上で、国保財政の健全かつ安定的な運営を確保することを基本といたしまして、7つの基本方針と、その方針に基づく事業運営を行うための重点事項を本事業計画に盛り込んでおります。

1ページ及び2ページに基本方針と重点事項を記載しております。

国保税の収納率向上に努めますとともに、医療費の適正化を図り、また、各種の保健事業を推進して参るものでございます。

それでは、あらためまして「平成25年度花巻市国民健康保険特別会計予算」についてご説明申し上げます。

資料は、「特別会計予算」と「特別会計予算事項別明細書」になりますが、まずは薄いほうの「特別会計予算」の1ページをお開き願います。

本予算は、第1条から第3条まで、歳入歳出予算、一時借入金及び歳出予算の流用の3つの事項から成っております。

歳入歳出予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ「10億3,696万6千円」と定めようとするものであります。

以下、厚いほうの「事項別明細書」によりご説明申し上げます。

この特別会計につきましては、歳出額に応じて歳入額を確保するというものでありますので、最初に歳出からご説明申し上げます。

事項別明細書の19ページをお開き願います。

3歳出、1款 総務費につきましては、説明を省略させていただきまして、23ページをお開き願います。

2款 保険給付費であります。まず被保険者の状況及び保険給付の状況についてご説明申し上げます。

国民健康保険被保険者数であります。平成24年12月末現在の一般被保険者の加入者数は2万2,505人、退職被保険者等の加入者数は2,585人で合計2万5,090人となっており、被保険者数の減少が続いております。

医療費につきましては、平成23年度実績、及び平成24年度の12月までの実績を勘案し、保険給付費を見込んだものであります。

1項 療養諸費、1目 一般被保険者療養給付費「53億4,791万3千円」から、5目 審査支払手数料「2,437万円」までにつきましては、それぞれ平成24年度医療費の決算見込みに対して、平成25年度の医療費の伸びや被保険者数を見込んだものであります。

2項 高額療養費、1目 一般被保険者高額療養費「6億754万2千円」から、25ページをお開き願いまして、4目 退職被保険者等高額介護合算療養費「130万円」につきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込

んだものであります。

3項 移送費から、27ページをお開き願ひまして、5項 葬祭諸費までにつきましては、前年度までの実績額等を勘案し、所要額を見込んだものでありますので、説明を省略させていただきます。

3款 後期高齢者支援金等、1項 後期高齢者支援金等、1目 後期高齢者支援金「13億366万2千円」は、全医療保険者が加入人数に応じて後期高齢者医療制度を支えるために拠出するものであり、平成23年度清算分を含め、国から示されました試算方法に基づき、見込んだものであります。

4款 前期高齢者納付金等、1項 前期高齢者納付金等、1目 前期高齢者納付金「66万5千円」は、前期高齢者納付金の額が著しく過大となる保険者のため、各医療保険者間の財政調整を行う仕組みとして、全ての保険者が、その加入者数に応じて費用負担するものであります。

29ページをお開き願ひます。

5款 老人保健拠出金は説明を省略させていただきます。6款 介護納付金、1項 介護納付金、1目 介護納付金「5億8,908万2千円」は、第2号被保険者1人当たりの算定基準額と平成23年度介護納付金の精算分を勘案して見込んだものであります。

7款 共同事業拠出金、1項 共同事業拠出金、1目 高額医療費共同事業拠出金「1億5,797万9千円」は、一般被保険者の80万円を超える高額医療費に対する拠出金であり、過去3年間の医療費等の実績により見込んだものであります。

2目 保険財政共同安定化事業拠出金「9億2,464万4千円」は、同じく一般被保険者の30万円を超え、80万円までの医療費に対する拠出金であります。

31ページをお開き願ひます。

8款 保健事業費、1項 特定健康診査等事業費、1目 特定健康診査等事業費「9,762万6千円」は、医療費の抑制を目的として各医療保険者に義務付けられた特定健康診査業務委託「7,148万円」が主な内容であります。

2項 保健事業費、1目 保健活動費「1,814万8千円」は、被保険者の健康保持、さらには中長期的な国保財政の安定化のために、各種の保健事業を行うものであります。

33ページをお開き願ひます。

9款 基金積立金から、35ページの12款 予備費までにつきましては、説明を省略させていただきます。5ページにお戻り願ひます。

2 歳入、1款 国民健康保険税、1項 国民健康保険税、1目 一般被保険者国民健康保険税と、2目 退職被保険者等国民健康保険税の合計は、「19億4,079万4千円」であります。

7ページをお開き願ひます。

2款 使用料及び手数料は説明を省略させていただきます。3款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目 療養給付費等負担金、1節現年度分「15億3,622万6千円」は、一般被保険者の保険給付費等に対する国庫負担金でありま

す。

2目 高額医療費共同事業負担金、1節 現年度分「3,949万4千円」は、高額医療費共同事業拠出金に対する国庫負担金であります。

3目 特定健康診査等負担金、1節 現年度分「1,773万8千円」は、特定健康診査・保健指導に対する国庫負担金であります。

2項 国庫補助金、1目 財政調整交付金、1節 普通財政調整交付金「6億2,409万1千円」は、療養給付費等負担金と同様、一般被保険者に係る保険給付費等に対する国庫補助金であります。

9ページをお開き願います。

4款 療養給付費交付金、1項 療養給付費交付金、1目 療養給付費交付金、1節 現年度分「8億9,356万2千円」は、退職被保険者の保険給付費等に対する社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5款 前期高齢者交付金、1項 前期高齢者交付金、1目 前期高齢者交付金、1節 前期高齢者交付金「26億1,325万1千円」は、前期高齢者の偏在によって生じる保険者負担の不均衡を調整するための交付金であります。

6款 県支出金、1項 県負担金、1目 高額医療費共同事業負担金、1節 現年度分「3,949万4千円」は、高額医療費共同事業拠出金に対する県負担金であります。

11ページをお開き願います。

2目 特定健康診査等負担金、1節 現年度分「1,773万8千円」は、特定健康診査・保健指導に対する県負担金であります。

2項 県補助金、1目 財政調整交付金、1節 財政調整交付金「3億4,754万1千円」は、国庫補助金と同様、一般被保険者に係る保険給付費等に対する県補助金であります。

7款 共同事業交付金、1項 共同事業交付金、1目 高額医療費共同事業交付金、1節 現年度分「1億6,191万9千円」は、一般被保険者の高額医療費に対する岩手県国民健康保険団体連合会からの交付金であります。

2目 保険財政共同安定化事業交付金、1節 現年度分「8億3,473万5千円」は、一般被保険者の医療費に対する交付金であります。

13ページをお開き願います。

8款 財産収入は説明を省略させていただきます。

9款 繰入金、1項 他会計繰入金、1目 一般会計繰入金、1節 保険基盤安定繰入金「3億1,665万7千円」から、3節 その他一般会計繰入金「1億6,764万7千円」までにつきましては、それぞれ算定ルールに基づく一般会計からの繰入金であります。

2項 基金繰入金、1目 財政調整基金繰入金、1節 財政調整基金繰入金「3億9,885万3千円」は、国民健康保険財政調整基金から繰り入れるものであり、平成25年度末残高は約2億6,673万5千円と見込んでおります。

15ページの10款 繰越金、11款 諸収入につきましては、説明を省略させていただきます。

特別会計予算の1ページにお戻りいただきます。

第2条 一時借入金であります、一時借入金の借入れの最高額を「5億円」と定めようとするものであります。

第3条は、経費の流用ができる場合を定めようとするものであります。

以上、平成25年度花巻市国民健康保険特別会計予算の概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご答申を賜りますようお願い申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

ただいま当局から説明をいただきました。

これに対し、皆様からご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

手塚剛委員

平成25年度の保険税については、財政安定化調整基金を取り崩して上げないというご説明があったところですが、見込みとして今後、財政安定化調整基金を取り崩して保険税をどこまで上げずにいられるのか。

保険料や保険税が非常に負担になってきている方もいらっしゃるということなので、どういう見込みであるか、医療費の伸びと、大体でけっこうですので教えていただければと思います。

国保医療課長（高橋信宏君）

ただいまのご質問にお答え申し上げます。

今年の状態、これまでの保険給付費の状態を見ますと、このままの医療費の増加を見込みますと、あと2年ぐらいで財政調整基金がなくなるのかなと、平成26年ぐらいまでは持つのではないかと。

毎年確認はしてございますけれども、医療費の伸びと税の収入の状況を含めて、あらためて検討ということになるかと存じます。

健康こども部長（出茂寛君）

いま平成26年というお話をしましたけれども、実際に基金の残高というものが6億5、6千万の積み立てがありますが、平成23年度の際には、こういう経済情勢のもとで基金を使って減税したということで、均等割、平等割それぞれ6千円ずつ下げて実施したところでございます。

当初、国のほうの関係では、後期高齢が国保に一本化するという方向が出てきておまして、そういう状況からも基金を充分にうまく活用して、いくらでも税のほうにということで23年度にやったところでございます。

昨年予算計上した際にも、当初予算を組み立てるためにですけれども、4億ほどの基金を取崩して平成24年度の予算を措置したところでございましたけれども、先ほどの補正の中でもお話しましたけれども、国のほうの財源とかの関係もございまして、市の基金を使わないで、戻してやっていくということで、県下市町村と比べますと、花巻市の場合は割と健全というか、ルールに基づいて順調に行われているなと思っております。

今回4億ほどの基金を取崩して25年度の予算を編成したところでございませけれども、もう少し医療費の関係などを見ていかないと、26年とかという数字をなかなか申し上げられないのかなと思っております。

課長がお話したのは、当初予算を組むときに基金を使っていったら、ここ2年3年という状況もございませけれども、そのへんは毎年、国の措置の関係も

ございますので、状況を見ながら進めていって、まだ大丈夫だなどは見ておりますけども、今の時点であと何年というのはあれでございますが、医療費の抑制にも努めて、健康で頑張っただけのようにと考えているところでございます。

手塚剛委員

これはお願いということになるのですが、税と社会保障の一体改革の中でも色々と論議されているので、これからの保険制度がどうなるか見通しが立たないところではあるのですが、それはそれとして、財政安定化調整基金を取り崩して保険税を抑えた、そして、枯渇しましたとっていきなりポンと上げる状況だけはないよう、先を見据えて、場合によっては保険料の微増もやむを得ないと思うんですね。

不測の事態に備えるという意味からも、ある程度財政安定化調整基金のような形のもは残しておいたほうがいいのかという気がいたしますので、やらないでしょうけども、使い切ってしまうと、無いからじゃあ上げるといふことのないようにお願いします。

会長（藤本莞爾委員）

当局としては意見として聞いてください。

国保医療課長（高橋信宏君）

そこらへんは、毎年見込みの中で検討しながら対応させていただきたいと存じます。

中村良則委員

関連したことになるかもしれませんが、明細書の4ページに歳出の伸び率が書いてあって、一番大きい項目は当然保険給付費が全体の67.3%を占めていて、前年度に比較して今年度は6%伸びるということになっていて、6%という数字は12ヵ年経つと倍になる数字であるので、今後とも6%という数字で推移するというように見ているのか、それとも10年後は横這いで推移すると見ているのか、このへんの見通しはどういうふうに立てていらっしゃるのかというのが第1点。

それからもうひとつは、即効性があまりないのかもしれませんが、事業計画の中で、2ページ目ですけども、保健事業の推進ということで、健康診査と指導を60%ずつ目標にしていますが、この60%という数字が、医療費の抑制にどのくらいの比重を占めるものなのか、どんな感じで受け取っているのでしょうかということ。

60%が70%になると、例えば医療費が5千万抑制されるとかということであれば、このパーセンテージを上げたほうがよろしいでしょうし、そうでもないというならこの数字でいいとか、60%という数字はどんなものだと思えばよろしいのかというのが第2点。

繰り返しますと、医療費の伸び率というのは長期的にはどんな形でいくのかというのが第1点、それから保健事業の取組みというのはどういう視点をもってみればいいのかというのが第2点目。

会長（藤本莞爾委員）

当局、答弁をお願いします。

国保医療課長（高橋信宏君）

それではお答え申し上げます。

最初の医療給付費の伸びでございしますが、実際は被保険者数は減っております。これは、定期的に後期高齢者のほうに移っていきますので、人口減少と相まりまして被保険者数は減少傾向にあります。

一番問題なのが、1人当たりの医療費が高いという状況、あるいは、高度医療の発達による単価の上昇と申しますか、そういったものがございします。

今現在の状況は常に情報等で得られてございしますが、10年先にどうなってるかといいますと、ちょっとまだそこまでは詳しくは出ておらない。

ただ、被保険者数が減っていけば、厳密にいうと今の1人当たりの医療費であれば、減少という形はあるのではないかと、いい方向に考えれば、そう考えております。

ただその都度ということになりますので、10年先は今の段階では見通せない状況にございしますのでご理解賜りたいと思います。

それからもうひとつ、事業計画の特定健診ですが、これは追って今日の諮問の3号でご説明したいと存じますが、医療費というよりは受診者数の減少につながるもので、例えば指導する対象者が減少しているという状況が、ここ5年に若干見られます。

そういった点を踏まえますと、ある程度と申しますか、かなりの医療費抑制につながっているのではないかと、中での判断はしてございします。

なお、詳しいことは国のほうでもこれまでの5年の実績を踏まえて、その効果について検討するというふうに伺ってございしますので、そこらへんを合わせて確認しながら、市の特定健診のあり方についても、なお進めてまいりたいと思っております。

健康子ども部長（出茂寛君）

この6%の伸びということで、数字的に増減が大きいです。

先ほど諮問いたしました補正予算第1号のときに、補正予算の4ページをお開き願いたいと思います、4ページの一番上になりますが、このときは67億9,686万7千円と、予算を見込んだときには64億ぐらいの形で見込んでおりました。

それが24年度につきましては、かなり医療費がかかっているなということで、そのような面からも、実際にこれぐらい伸びるかといいますと大変厳しい状況がありますけれども、前年度の実績等も勘案しまして、前年度の当初予算から比較しますとかなりの伸びとはなっておりますけれども、24年度のこの状況を見まして、やはりその面から上げていかなくちやなということで、無くなってからでは困るので、不足が生じないように、安全面も考えましてこういう予算の形で措置いたしております。

会長（藤本莞爾委員）

そのほかございせんか。

他に質疑が無いようですので、これを終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第2号「平成25年度花巻市国民健康保険特別会計予算について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

会長（藤本莞爾委員）

ご異議なしと認め、諮問第2号は、諮問のとおり答申することに決しました。

次に、諮問第3号「第2期花巻市国民健康保険特定健康診査等実施計画について」を議題といたします。

当局から説明を求めます。

健康こども部長（出茂寛君）

諮問第3号「第2期花巻市国民健康保険特定健康診査等実施計画」について、ご説明申し上げます。

この実施計画につきましては、平成20年4月に施行されました「高齢者の医療の確保に関する法律」によりまして、各保険者は5年ごとに、5年を1期として特定健康診査等の実施計画を策定しなければならないこととなっているものでありまして、本実施計画は、平成25年度から平成29年度までの第2期の計画となるものでございます。

それでは、目次をご覧ください。

この実施計画は、法律で定めます7つの重要事項に即しまして、序章以下、第1章の「目標」から第7章の「その他円滑な事業実施のための方策」までの7章構成となっております。

1ページをお開き願います。

計画策定の背景としましては、高齢化や生活習慣病の増加などに伴い医療費が増加しております中、医療費適正化に対する取組みが重要となっておりますことから、生活習慣病の発症や重症化を防ぎ、メタボリックシンドロームの該当者や予備群を減少させることを目的として、特定健康診査及び特定保健指導の実施が義務づけられているものであります。

本計画は、平成20年度から平成24年度までの第1期の実施状況を踏まえ、目標を見直し、将来的な医療費の適正化を図ろうとするものであります。

2ページからは、花巻市の国保の現状を記載しております。

国保の加入者につきましては、全体の人数は減少しておりますが、加入者に占める高齢者の割合は増加しており、加入者の高齢化が伺われるものであります。

3ページをお開き願います。

3ページは一人当たりの年間医療費で、4ページは、生活習慣病に関連する医療費であります。どちらも増加傾向にあり、また、年齢が高くなるにつれて生活習慣病関連の医療費の割合が高くなっております。

5ページをお開き願います。

生活習慣病関連の医療費について、疾病別のグラフと年齢別のグラフとなっております。

6ページからは、第1期の特定健康診査及び特定保健指導の実施状況となっております。

特定健康診査の受診率につきましては、年代別にみますと若年層の受診率が低

い状況にあります。全体では50%以上を維持しており、県内平均と比較しましても、県では40%ほどでございましたけれども、花巻市は高い受診率となっております。

7ページをお開き願います。

特定保健指導の実施率につきましては、平成22年度以降急激に伸びており、また、動機付け支援と積極的支援の割合においては、生活習慣の改善の必要性がより高い積極的支援対象者の割合が減少しております。

8ページの「(3) 目標と実施状況」は、第1期実施計画での目標と結果でございます。

目標値につきましては、国の指針を元に、第1期の最終年度である平成24年度の目標を、特定健康診査の実施率は65%、特定保健指導の実施率を45%、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率を10%と設定していたものであります。

特定健康診査につきましては、平成20年度、21年度は目標を上回っていましたが、その後は横這いの状況となっております。

特定保健指導につきましては、平成20年度、21年度は目標をかなり下回っていたところでございますが、22年度に大きく上昇しましたけれども、現在は横這いの状況となっております。

メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率につきましては、出現率が年々減少しており、平成20年度の出現率を基準とする減少率の目標が達成される見込となっております。特定健康診査及び特定保健指導の目標の達成はなかなか厳しいものがございますけれども、取組みの効果は現れているものと思っております。

10ページをお開き願います。

ここからは、第2期計画に関する事項を記載しております。

目標につきましては、国で掲げる全国目標は、特定健康診査の実施率が70%、特定保健指導の実施率が45%となっており、併せて、保険者別の目標値も示されておりました。市町村国保については特定健康診査が60%、特定保健指導も60%とされております。

この指針や花巻市の実情を踏まえて、各年度について設定した目標値となっております。

11ページをお開き願います。

特定健康診査の対象者につきましては、第1期の実績などから見込んだものでありまして、目標値に基づき実施者数を推計したものであります。

特定保健指導につきましては、特定健康診査の結果により「動機付け支援」あるいは「積極的支援」に該当した方が対象者となるものでありまして、12ページに記載しておりますとおり、腹囲の他に年齢や喫煙歴の有無、追加リスクの数で判定されるものであります。

対象者の出現率は、第1期の実績などから見込んだものでありまして、この見込みや目標値から、13ページのとおり対象者数や実施者数を推計したものであります。

14ページからは実施方法を記載しております。

特定健康診査につきましては、これまでどおり集団健診の方法により、公共施設や各地区の自治公民館などを会場として、4月から12月にかけて実施することとしております。

健康診査の項目につきましては、法で定める項目のとおりとなっておりますが、花巻市独自の追加項目として、5年毎の節目年齢に眼底検査を実施することとしております。

18ページをお開き願います。

第4章は個人情報の保護に関する記載となっております、第5章では本実施計画を公表することとしているものでございます。

第6章は、評価及び見直しについてであります、特定健康診査等の実施状況や目標達成率、事業の効果を毎年度評価するとともに、19ページになりますが、必要に応じて見直しを行い、また、平成27年度には中間評価を行うこととしております。

第7章につきましては、その他の方策といたしまして、担当部署との連携やがん検診との同時実施、未受診者対策などについて記載しているものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご答申賜りますようお願い申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

ただいま当局から説明をいただきました。

これに対し、皆様からご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

手塚剛委員

資料を1点確認したいのですが、2ページの下段の表「国保加入者数の推移」というところで、前期高齢者が「9,906」とありますが、これは「9,999」ですよ、上の数字がそのまま入るんですよ、それでいいですね。

それから、特定健康診査の受診率が高いですし、特定保健指導も非常に高率でおやりになっているということで、質問なのですが、保健師さんは何人くらいで、全部市職員の方々なのか、それともアウトソーシングでもされているのでしょうか。

健康づくり課長（上田淳一君）

特定健診の受診の対応の方法ですけども、まず健診については予防医学協会のほうに委託をしております。

市のほうから全然行かないのかというとそうではなく、市のほうでも職員、それから臨時の看護師とか、そういった形で対応しております。

そのほかに、この健診については、市民の方々が健診を受診しやすいようにということで、がん検診も合わせて実施しております。

それからもう一つ、受診率が高くなっているというのは、やはり地域にこまめに入って、身近な所で受診できるような体制をとっていることかなというふうに見ております。

保健指導については、保健指導の担当の係は7名おります。7名いるうち実際に携わっているのは2人ぐらいです。

そのほかに、臨時で保健師を採用してございます。それから、非常勤の保健師も1名採用してまして、実際的にはチームを作って4名ぐらいで保健指導を実施してございます。委託はしないで、自前で保健指導をやっているという状況でございます。

保健指導についても、当初は、健診が始まって保健指導のほうは保健センターとか、そういうところに呼んで保健指導をやっていた訳ですけども、それだと指導率が上がってこなくてですね、実際には予約を取って現地のほうに行って保健指導をやっているという状況で、率が伸びてきたという状況なのかなというふうには思っております。

手塚剛委員

そうすると、23年度でいえば1,269名が対象ということで、7ページにございますが、この1,269名全てを4名でやったということになるんですね。

健康づくり課長（上田淳一君）

対象者はこのようになってます。全部保健指導を受けるかどうか確認をしていますが、実際には、この数値の中で実施率の数字が出ていますけども、そういったところに落ち着いているという状況でして、全てこの方々に対してということではなく、対象者というふうに捉えていただければと思います。

ただ、今の実施率の指導している人数については、今言ったような形の対応をしているところです。

手塚剛委員

協会けんぽでも当然ながら生活習慣病予防健診並びに特定健診、それから保健指導もやってるんですが、なかなか実施率が上がってこなくて、どうやってというのが今課題とされているところなんですけども、この修了者というのは、6ヶ月後に修了者というのが出るわけで、そうすると実際には1,269ではないということですね。中断率は非常に低いということなんですね。

かなり優秀だとか、保健師さんがすごいなという気はしますね。

あともう一つ気になったのは、8ページのメタボリックの予備群の減少ということで、確かに減少しているということなんですけども、本来、国の厚生労働省で考えた形は、非常にこれがすばらしいスタイルということになるんですけども、うちのほうでもやっていて、問題なのは、実は要治療のほうに入っていく部分、保健指導から外れる部分というのがあって、保健指導をやっていて、これは保健指導レベルじゃないということで要治療のほうに入っていくということになると、当然ながらここの数字も落ちていくわけなんですけれども、そういった数字については把握はされてますでしょうか。

健康づくり課長（上田淳一君）

治療している方々は、この数値からは除いているわけですね。その数値は、今ちょっとここでは確認させていただきたいと思っております。

先ほどらい、対象者に対して修了者という部分なんですけれども、実際には私どもも、保健指導の対象者に全て保健指導を受けるかどうかということの確認をした中で、受けたいという方を対象にして実施してございます。

ですから、ここで修了者が491人になってますけども、23年度の数値です

けども、実際には途中でやめる方もおりますので、これよりは少し多めの保健指導を対象として実施しているというようなことをご理解いただければというふうに思っております。

手塚剛委員

健診を受ける、受けて保健指導をしなければならないということになる、と、ひとつの流れになっているわけですね。

どこを切っても正確な数字が出てこないというものですから、非常に健診を受けられる方も多いですし、保健指導を受けられる方も非常に多くて、立派というか、すばらしいと思います。

あと、うちのほうで、健診の全体数から指導を受けなければならない対象者が、花巻市さんの場合は13.9%ということで、非常に少ないのかなと、うちのほうでは22%ぐらいですね、大体、協会けんぽですね。ですので、花巻市の場合は非常に皆さん健康な方が多いなと思っております。

あとですね、健診を予防医学協会に頼んでということだったんですが、漏れた方の対策ということで、19ページのところで、本人の同意を得てとかですね、事業主健診のデータですとか、そういうものも集めながらやっていくというお話でしたが、それについて方策というのは。

健康づくり課長（上田淳一君）

対象者というのが、国保加入者となります。市が保険者になりますので。

実際にはそうは言っても、各保険者の中で被扶養者についてですけども、花巻市民がいるわけです。そういった方々に、私どもは花巻市民の健康の部分では、同じような推進を図っていかなければならないというふうに思っております。

委託機関の予防医学協会を受診できるような体制をとっている保険者については、各健診会場で受け入れて、受診をしてもらうような対応をしまして、広報等でもそういったお知らせをしながら市民の健康づくりに努めているというような状況でございます。

手塚剛委員

第7章の3の(1)の「職場等において」というのは事業主健診を受けている、つまり国保加入者であって、バイトでもなんでもいいのですが勤めていて事業主健診を受けているという方のことをいうわけですね。

これについてはまだ、見込みとかそちらのほうは、予防医学協会がやったものに対してはデータをもらってという状況でしょうか、それともまだこれからということでしょうか。

健康づくり課長（上田淳一君）

事業所健診の部分でのデータというのは、特に今は今のところはまだ捉えていないところがございます。

手塚剛委員

今後ということですね。

健康づくり課長（上田淳一君）

そういうふうに捉えていただければと思います。

会長（藤本莞爾委員）

よろしゅうございますか。

さっきの数字の訂正は。

国保医療課長（高橋信宏君）

大変申し訳ございませんでした、前期高齢者の人数でございますが、上の表の「9, 999」でございますか、65から74歳までの合計の人数でございますので、そちらのほうということで訂正、ご了承願いたいと存じます。

会長（藤本莞爾委員）

そのほか、ありませんか。

他に無いようですので、これを終結いたします。

お諮りいたします。

諮問第3号「第2期花巻市国民健康保険特定健康診査等実施計画について」は、諮問のとおり答申することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

会長（藤本莞爾委員）

ご異議なしと認め、諮問第3号は、諮問のとおり答申することに決しました。

次に、その他に入ります。

事務局から、何かございませんか。

国保医療課長（高橋信宏君）

事務局からは特に現在はございませんので、よろしく申し上げます。

会長（藤本莞爾委員）

委員の皆様から何かございましたら、ご発言願います。

無いということで、それでは、以上をもちまして、本日の協議会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（閉会 午後2時15分）